

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年 5月26日

【発行者名】 新生インベストメント・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 井上 善雄

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋室町二丁目 4番 3号

【事務連絡者氏名】 伊藤 真澄

【電話番号】 03-6880-6400

【届出の対象とした募集（売出）
内国投資信託受益証券に係る
ファンドの名称】 新生・フラトンVPICファンド

【届出の対象とした募集（売出）
内国投資信託受益証券の金額】 継続募集額 上限1,300億円

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成22年11月25日付をもって提出しました有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報に更新および訂正するため、また、原届出書の記載事項に訂正すべき事項が生じたため、本訂正届出書を提出します。

2【訂正の内容】

下線部__は訂正部分を示します。

第一部 証券情報

（2）内国投資信託受益証券の形態等

<訂正前>

- ・追加型証券投資信託・受益権(以下「受益権」といいます。)
- ・格付けは取得していません。

（後略）

<訂正後>

- ・追加型証券投資信託・受益権(以下「受益権」といいます。)
- 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（後略）

（4）発行(売出)価格

（前略）

<訂正前>

電話番号 03-5157-5549

（平成22年12月13日より「03-6880-6448」になります。）

（後略）

<訂正後>

電話番号 03-6880-6448

（後略）

（12）その他

取得申込不可日

<訂正前>

販売会社の営業日であっても、取得申込受付日が下記のいずれかに該当する場合は、取得のお申込みの受付は行いません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（中略）

取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取消し

金融商品取引所等__における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定にしたがい、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取消す場合があります。

（後略）

<訂正後>

販売会社の営業日であっても、取得申込受付日が下記のいずれかに該当する場合は、取得申込みの受付は行いません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（中略）

取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取消し

金融商品取引所_等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定にしたがい、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取消す場合があります。

（後略）

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(1) ファンドの目的及び基本的性格

ファンドの特色

（前略）

<ファンドの仕組み>

（中略）

<訂正前>

2. ベトナム、パキスタン、インド、中国の国別配分比率は、原則として20%、20%、30%、30%を基本とします。

3. 国別配分は、マクロ経済や企業業績の動向および株式市場のバリュエーションなどを分析し、原則として基本構成比の±10%の範囲内で変動させます。

< 国別基本構成比 >

（中略）

5. 投資先ファンドの運用は、フラトン・ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッド(以下「フラトン社」)が行います。

（後略）

<訂正後>

2. 投資先ファンドにおける国別配分比率は、原則としてベトナム、パキスタン、インド、中国の順に20%、20%、30%、30%とすることを基本とします。

3. 国別配分比率は、マクロ経済や企業業績の動向および株式市場のバリュエーションなどを分析し、原則として基本構成比の±10%の範囲内で変動させます。

< 国別配分比率 >

（中略）

5. 投資先ファンドの運用は、フラトン・ファンド・マネジメント・カンパニー・リミ

テッド(以下「フラトン・ファンド・マネジメント」といいます。)が行います。

(後略)

(3) ファンドの仕組み

委託会社の概要

1) 資本金

<訂正前>

4億9,500万円（平成22年9月末日現在）

(中略)

3) 大株主の状況

(平成22年9月末日現在)

株主名	住所	所有株式数	所有比率(%)
株式会社新生銀行	東京都千代田区内幸町 二丁目1番8号	9,900	100

<訂正後>

4億9,500万円（平成23年3月末日現在）

(中略)

3) 大株主の状況

(平成23年3月末日現在)

株主名	住所	所有株式数	所有比率(%)
株式会社新生銀行	東京都中央区日本橋 室町二丁目4番3号	9,900	100

2 投資方針

(2) 投資対象

運用の指図範囲等

(前略)

<投資対象投資信託証券の概要>

(中略)

<訂正前>

管理費用等	当初のファンド設定費用（弁護士費用等）	合計1,904,767円
	（この費用については当初5年間で償却いたします。）	年額約38万円
	その他（ ）受託会社報酬額、管理事務代行報酬、保管報酬、副保管報酬および登録・名義書換代理人報酬等（ ）監査報酬、弁護士報酬等（ ）有価証券売買時の取引費用等（*その他の費用は変動することが予想され、見積りが困難です。）	
	投資先ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は投資先ファンドの信託財産から支払われます。	

運用会社	Fullerton Fund Management Company Ltd 所在地：シンガポール共和国シンガポール市
管理会社	HSBC Trustee (Cayman) Limited
ファンド名	Fullerton VPIC Fund

(後略)

<訂正後>

管理費用等	<p>当初のファンド設定費用（弁護士費用等） 合計1,904,767円 （この費用については当初5年間で償却いたしま 年額約38万円 す。）</p> <p>その他（ ）受託会社報酬額、管理事務代行報酬、保管報酬、副保管報酬および登録・名義書換代理人報酬等（ ）監査報酬、弁護士報酬等（ ）有価証券売買時の取引費用等（その他の費用は変動することが予想され、見積りが困難です。）</p> <p>投資先ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は投資先ファンドの信託財産から支払われます。</p>
運用会社	Fullerton Fund Management Company Ltd 所在地：シンガポール共和国シンガポール市
管理会社	HSBC Trustee (Cayman) Limited

(後略)

(3) 運用体制

<訂正前>

フラトン社

(後略)

<訂正後>

フラトン・ファンド・マネジメント

(後略)

(5) 投資制限

(前略)

<訂正前>

委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期

間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

— 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

<訂正後>

委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。借入金の利息は信託財産中より支弁します。

3 投資リスク

（2）投資リスクに対する管理体制

<訂正前>

フラトン社

（中略）

上記体制は平成22年9月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<訂正後>

フラトン・ファンド・マネジメント

（中略）

上記体制は平成23年3月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4 手数料等及び税金

（ 2 ） 換金(解約)手数料

換金(解約)手数料

<訂正前>

換金(解約)手数料はかかりません。

（ 中略 ）

（ 3 ） 信託報酬等

信託報酬

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対し年1.176%（税抜1.12%）の率を乗じて得た金額とし、計算期間を通じて日々、費用計上されます。

（ 中略 ）

信託報酬の支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、計算期間の最初の6ヶ月終了日（該当日が休業日のときは、翌営業日とします。）、毎計算期末ならびに信託終了のときに、信託財産から支払います。

（ 4 ） その他の手数料等

信託財産に関する以下の諸経費、諸費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

（ 中略 ）

《参考》

（ 4 ） その他の手数料等

その他（ ）受託会社報酬額、管理事務代行報酬、保管報酬、副保管報酬および登録・名義書換代理人報酬等（ ）監査報酬、弁護士報酬等（ ）有価証券売買時の取引費用等（^{*}その他の費用は変動することが予想され、見積りが困難です。）

（ 後略 ）

<訂正後>

かかりません。

（中略）

（３）信託報酬等

信託報酬

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対し年1.176%（税抜1.12%）の率を乗じて得た金額とします。

（中略）

信託報酬の支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、計算期間の最初の6ヶ月終了日（該当日が休業日のときは、翌営業日とします。）、毎計算期末ならびに信託終了のときに、信託財産から支払われます。

（４）その他の手数料等

信託財産に関する以下の諸経費、諸費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

（中略）

《参考》

（４）その他の手数料等

その他（ ）受託会社報酬額、管理事務代行報酬、保管報酬、副保管報酬および登録・名義書換代理人報酬等（ ）監査報酬、弁護士報酬等（ ）有価証券売買時の取引費用等（その他の費用は変動することが予想され、見積りが困難です。）

（後略）

5 運用状況

以下のとおり更新されます。

以下は平成23年3月末日現在の運用状況です。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン	6,124,434,216	97.51
親投資信託受益証券	日本	71,525,018	1.14

コール・ローン等・その他 の 資産（負債控除後）		85,134,945	1.36
合計(純資産総額)		6,281,094,179	100.00

(2)投資資産

投資有価証券の主要銘柄

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額(円)	評価 単価 (円)	評価 金額(円)	投資 比率 (%)
ケイ マン	投資 信託 受益 証券	Fullerton VPIC Fund Class A	1,190,619.620	4,775	5,685,399,184	5,143	6,124,434,216	97.51
日本	親 投資 信託 受益 証券	新生 ショート ターム・マザー ファンド	70,467,999	1.0143	71,475,692	1.0150	71,525,018	1.14

(種類別および業種別投資比率)

種類	業種	投資比率(%)
投資信託受益証券		97.51
親投資信託受益証券		1.14
合計		98.65

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3)運用実績

純資産の推移

平成23年3月末日および同日前1年以内における各月末ならびに各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落ち)	(分配付き)	(分配落ち)	(分配付き)
第1期計算期間末 (平成20年8月26日)	10,651	10,651	0.6144	0.6144
第2期計算期間末 (平成21年8月26日)	8,169	8,169	0.5147	0.5147
第3期計算期間末 (平成22年8月26日)	6,428	6,428	0.4874	0.4874
第4期中間計算期間末 (平成23年2月26日)	5,881	5,881	0.4809	0.4809
平成22年3月末日	8,178		0.5648	
平成22年4月末日	8,284		0.5789	
平成22年5月末日	7,153		0.5155	
平成22年6月末日	7,124		0.5222	
平成22年7月末日	7,014		0.5244	
平成22年8月末日	6,438		0.4898	
平成22年9月末日	6,695		0.5195	
平成22年10月末日	6,539		0.5164	
平成22年11月末日	6,600		0.5232	
平成22年12月末日	6,489		0.5212	
平成23年1月末日	6,353		0.5123	
平成23年2月末日	5,908		0.4831	
平成23年3月末日	6,281		0.5213	

* 純資産総額(百万円)は単位未満を切捨てて表示しています。

分配の推移

期間	1口当たりの分配金(円)
第1期計算期間 (平成19年9月28日～ 平成20年8月26日)	0.0000
第2期計算期間 (平成20年8月27日～ 平成21年8月26日)	0.0000
第3期計算期間 (平成21年8月27日～ 平成22年8月26日)	0.0000
第4期中間計算期間 (平成22年8月27日～ 平成23年2月26日)	

収益率の推移

期間	収益率(%)
第1期計算期間 (平成19年9月28日～ 平成20年8月26日)	738.6
第2期計算期間 (平成20年8月27日～ 平成21年8月26日)	716.2
第3期計算期間 (平成21年8月27日～ 平成22年8月26日)	75.3
第4期中間計算期間 (平成22年8月27日～ 平成23年2月26日)	71.3

* 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付きの額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落ちの額、以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

<参考>

(2011年3月末現在)

基準価額・純資産の推移



※基準価額は、信託報酬控除後、信託財産留保額控除前、税引前です。

※「分配金再投資基準価額」とは、基準価額に各収益分配金(税引前)を、その分配が行われる日に全額再投資したと仮定して算出したものであり、委託会社が公表している基準価額とは異なります。

※上記グラフの2008年10月8日から2009年1月6日までの期間は暫定の基準価額、純資産に基づいておりますのでご注意ください。

分配の推移

決算期	分配金
10年8月	0円
09年8月	0円
08年8月	0円
—	—
—	—
設定来累計	0円

※上記分配金は1万口当たり、税引前です。

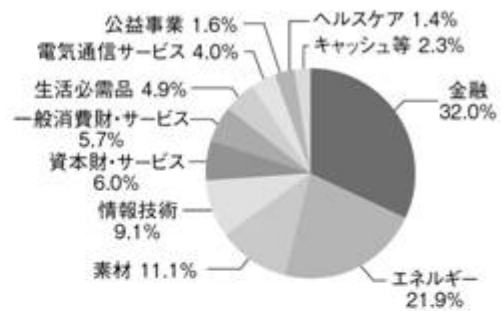
主要な資産の状況

※投資先ファンドのポートフォリオの状況を記載しています。

【組入上位銘柄】

	銘柄名	国	業種	組入比率
1	CNOOC Ltd	中国	エネルギー	4.6%
2	Industrial and Commercial Bank of China Ltd	中国	金融	4.5%
3	Oil & Gas Development Corp	パキスタン	エネルギー	4.2%
4	China Construction Bank	中国	金融	4.2%
5	Infosys Technologies Ltd	インド	情報技術	4.1%
6	Reliance Industries Ltd	インド	エネルギー	4.0%
7	ICICI Bank Ltd	インド	金融	3.4%
8	Bank of China Ltd	中国	金融	3.2%
9	China Mobile Ltd	中国	電気通信サービス	3.1%
10	MCB Bank Ltd	パキスタン	金融	3.1%

【業種配分】



※【組入上位銘柄】および【業種配分】の比率は投資先ファンドの純資産総額をもとに算出した比率です。

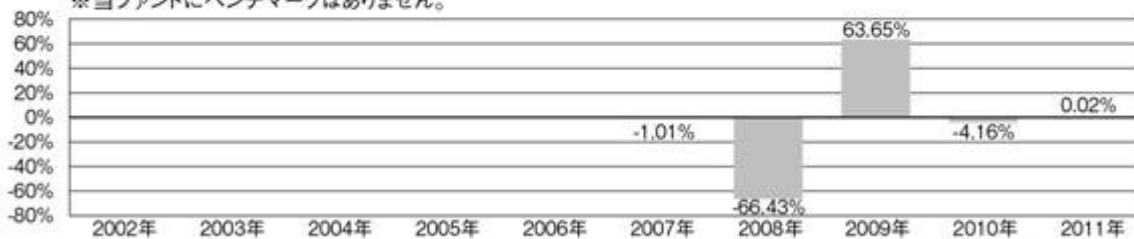
※上記の業種はMSCI/S&P GICS®の業種区分に基づいています。

※MSCI/S&P GICSとは、スタンダード・アンド・プアーズとMSCI inc.が共同で作成した世界産業分類基準 (Global Industry Classification Standard=GICS) のことです。

年間収益率の推移

※設定日以降の収益率を表示しています。＜暦年ベース＞

※当ファンドにベンチマークはありません。



※上記グラフにおける2008年及び2009年の年間収益率は、2008年末の暫定の基準価額に基づいておりますのでご注意ください。

※ファンドの収益率は、税引前分配金を全額再投資したと仮定して算出しています。

※2007年は設定日(9月28日)から年末までの収益率、2011年は1月から3月末までの収益率を表示しています。

・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

・ファンドの運用状況は別途、委託会社ホームページで開示しています。

<参考>

以下は平成23年3月末日現在の運用状況です。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 投資状況

「新生 ショートターム・マザーファンド」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	389,943,840	98.28
コール・ローン等、その他資産 (負債控除後)		6,818,643	1.72
合計(純資産総額)		396,762,483	100.00

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	第174回国庫短期証券	250,000,000	99.97	249,928,250	99.98	249,958,500	-	2011年5月30日	63.00

2	日本	国債証券	第168回国庫短期証券	100,000,000	99.97	99,974,800	99.99	99,993,300	-	2011年4月27日	25.20
3	日本	国債証券	第156回国庫短期証券	40,000,000	99.97	39,989,800	99.98	39,992,040	-	2011年6月10日	10.08

(種類別および業種別投資比率)

種類	業種	投資比率(%)
国債証券		98.28
合計		98.28

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(4) 設定及び解約の実績

期間	設定数量(口数)	解約数量(口数)
第1期計算期間 (平成19年9月28日～ 平成20年8月26日)	21,065,236,870	3,729,434,007
第2期計算期間 (平成20年8月27日～ 平成21年8月26日)	755,001,149	2,218,903,274
第3期計算期間 (平成21年8月27日～ 平成22年8月26日)	830,041,313	3,512,589,069
第4期中間計算期間 (平成22年8月27日～ 平成23年2月26日)	493,825,219	1,452,370,714

(注) 第1期計算期間の設定数量(口数)は、当初設定数量(口数)を含みます。

第2 管理及び運営

1 申込(販売)手続等

取得申込不可日

<訂正前>

販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得のお申込みの受付は行いません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(中略)

申込単位

（中略）

電話番号 03-5157-5549

（平成22年12月13日より「03-6880-6448」になります。）

（中略）

取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取消し
金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定にしがたい、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取消す場合があります。

<訂正後>

販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得申込みの受付は行いません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（中略）

申込単位

（中略）

電話番号 03-6880-6448

（中略）

取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取消し
金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定にしがたい、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取消す場合があります。

2 換金(解約)手続等

<訂正前>

解約の申込手続き

（中略）

解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間制限および金額制限を行う場合があります。

（中略）

解約申込みの受付の中止、既に受付けた解約申込みの受付の取消し

- 1) 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。
- 2) 一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして取扱いま

す。

<訂正後>

解約申込手続き

（中略）

解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行う場合があります。

（中略）

解約申込みの受付の中止、既に受付けた解約申込みの受付の取消し

- 1) 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。
- 2) 解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約の請求を受付けたものとして取扱います。

3 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

基準価額の算定

（前略）

<訂正前>

2) 当ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価基準

- 1) 信託財産に属する資産については、法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価します。
- 2) ケイマン籍の円建て外国投資信託「Fullerton VPIC Fund Class A」受益証券は、原則として、基準価額計算日に知りうる直近の営業日の基準価額で評価します。
- 3) 証券投資信託である「新生 ショートターム・マザーファンド」受益証券は、原則として、基準価額計算日の基準価額で評価します。
- 4) 外貨建て資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）は、原則として基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算を行います。
- 5) 予約為替は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額の算出頻度と公表

（中略）

電話番号 03-5157-5549

(平成22年12月13日より「03-6880-6448」になります。)

（後略）

<訂正後>

2) 基準価額は1万口当たりの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価基準

信託財産に属する資産については、法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価します。

1) ケイマン籍の円建て外国投資信託「Fullerton VPIC Fund Class A」受益証券は、原則として、基準価額計算日に知りうる直近の営業日の基準価額で評価します。

2) 証券投資信託である「新生 ショートターム・マザーファンド」受益証券は、原則として、基準価額計算日の基準価額で評価します。

3) 外貨建て資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）は、原則として基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算を行います。

4) 予約為替は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額の算出頻度と公表

（中略）

電話番号 03-6880-6448

（後略）

4 受益者の権利等

一部解約請求権

<訂正前>

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日が別に定める海外休業日と同日の場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行いません。

（中略）

反対者の買取請求権

信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

<訂正後>

受益者は、受益権の一部解約を販売会社を通じて、委託会社に請求することができます。

（中略）

反対者の買取請求権

信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合には、異議申立てにおいて当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

[次へ](#)

3 ファンドの経理状況

以下の内容が追加されます。

<ファンドの経理状況・中間>

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

ただし、第3期中間計算期間（平成21年8月27日から平成22年2月26日まで）の中間財務諸表については、改正前の「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」並びに「投資信託財産の計算に関する規則」に基づき、第4期中間計算期間（平成22年8月27日から平成23年2月26日まで）の中間財務諸表については、改正後の「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」並びに「投資信託財産の計算に関する規則」に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期中間計算期間（平成21年8月27日から平成22年2月26日まで）及び第4期中間計算期間（平成22年8月27日から平成23年2月26日まで）の中間財務諸表について、有限責任監査法人ト・マツによる中間監査を受けております。

[次へ](#)

新生・フラトンV P I Cファンド 中間財務諸表
 (1) 中間貸借対照表

(単位：円)

	第3期中間計算期間 (平成22年2月26日現在)	第4期中間計算期間 (平成23年2月26日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	127,866,967	201,682,593
投資信託受益証券	7,252,880,299	5,688,976,215
親投資信託受益証券	106,402,364	71,510,925
未収入金	20,000,000	9,696
未収利息	175	552
流動資産合計	7,507,149,805	5,962,179,981
資産合計	7,507,149,805	5,962,179,981
負債の部		
流動負債		
未払解約金	30,520,904	41,537,983
未払受託者報酬	2,143,161	1,736,604
未払委託者報酬	45,863,620	37,163,315
その他未払費用	529,184	529,184
流動負債合計	79,056,869	80,967,086
負債合計	79,056,869	80,967,086
純資産の部		
元本等		
元本	14,620,976,089	12,230,807,487
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	7,192,883,153	6,349,594,592
純資産合計	7,428,092,936	5,881,212,895
負債純資産合計	7,507,149,805	5,962,179,981

[次へ](#)

(2)中間損益及び剰余金計算書

(単位：円)

	第3期中間計算期間 (自平成21年8月27日 至平成22年2月26日)	第4期中間計算期間 (自平成22年8月27日 至平成23年2月26日)
営業収益		
受取利息	34,172	30,054
有価証券売買等損益	19,689,630	15,126,256
営業収益合計	19,655,458	15,096,202
営業費用		
受託者報酬	2,143,161	1,736,604
委託者報酬	45,863,620	37,163,315
その他費用	529,184	529,184
営業費用合計	48,535,965	39,429,103
営業利益又は営業損失()	68,191,423	54,525,305
経常利益又は経常損失()	68,191,423	54,525,305
中間純利益又は中間純損失()	68,191,423	54,525,305
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額()	41,507,957	42,917,143
期首剰余金又は期首欠損金()	7,702,006,276	6,760,743,821
剰余金増加額又は欠損金減少額	868,102,430	743,729,256
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	868,102,430	743,729,256
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	249,279,927	235,137,579
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	249,279,927	235,137,579
中間剰余金又は中間欠損金()	7,192,883,153	6,349,594,592

[次へ](#)

(3) 中間注記表

(中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

項目	第3期中間計算期間 (自平成21年8月27日 至平成22年2月26日)	第4期中間計算期間 (自平成22年8月27日 至平成23年2月26日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、中間計算期間末日に知りうる直近の日の基準価額に基づいて評価しております。 (2) 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、中間計算期間末日における親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	(1) 投資信託受益証券 同左 (2) 親投資信託受益証券 同左
2. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの中間計算期間 当ファンドの第3期中間計算期間は、平成21年8月27日から平成22年2月26日までとなっております。	ファンドの中間計算期間 当ファンドの第4期中間計算期間は、平成22年8月27日から平成23年2月26日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第3期中間計算期間 (平成22年2月26日現在)	第4期中間計算期間 (平成23年2月26日現在)
1. 当該中間計算期間の末日における受益権総数	14,620,976,089口	12,230,807,487口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損	7,192,883,153円	6,349,594,592円
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.5080円 (5,080円)	0.4809円 (4,809円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第3期中間計算期間 (自平成21年8月27日 至平成22年2月26日)	第4期中間計算期間 (自平成22年8月27日 至平成23年2月26日)
剰余金増加額又は欠損金減少額及び剰余金減少額 又は欠損金増加額 中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額、及び中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額は、それぞれ剰余金減少額又は欠損金増加額及び剰余金増加額又は欠損金減少額を差し引いた純額で表示しております。	剰余金増加額又は欠損金減少額及び剰余金減少額 又は欠損金増加額 同左

(金融商品に関する注記)

第4期中間計算期間より「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)

及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

金融商品の時価等に関する事項

第3期中間計算期間 (平成22年2月26日現在)	第4期中間計算期間 (平成23年2月26日現在)
-	1 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
-	2 時価の算定方法 投資信託受益証券、親投資信託受益証券 「(中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項に関する注記)」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
-	3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(重要な後発事象に関する注記)

第3期中間計算期間 (自平成21年8月27日 至平成22年2月26日)	第4期中間計算期間 (自平成22年8月27日 至平成23年2月26日)
該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

1 開示対象ファンドの中間計算期間における元本額の変動

項目	第3期中間計算期間 (平成22年2月26日現在)	第4期中間計算期間 (平成23年2月26日現在)
期首元本額	15,871,900,738円	13,189,352,982円
期中追加設定元本額	539,237,030円	493,825,219円
期中一部解約元本額	1,790,161,679円	1,452,370,714円

2 有価証券関係

第3期中間計算期間 (平成22年2月26日現在)	第4期中間計算期間 (平成23年2月26日現在)
該当事項はありません。	同左

3 デリバティブ取引関係

第3期中間計算期間 (平成22年2月26日現在)	第4期中間計算期間 (平成23年2月26日現在)

該当事項はありません。	同左
-------------	----

[次へ](#)

< 参考 >

本報告書の開示対象ファンド（新生・フラトンVPICファンド）（以下「当ファンド」という。）は、ケイマン籍の円建て外国投資信託である「Fullerton VPIC Fund Class A」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された受益証券は、同外国投資信託の受益証券です。同外国投資信託の第4期計算期間（平成22年1月1日から平成22年12月31日）終了後に現地の法律に基づいた財務諸表が作成され、監査を受けた財務諸表を管理会社より入手する予定です。

また、当ファンドは、「新生 ショートターム・マザーファンド」（以下「マザーファンド」という。）の受益証券を投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券です。当ファンドの中間計算期間末日（以下「計算日」という。）における同マザーファンドの状況は次に示すとおりですが、監査意見の対象ではありません。

新生 ショートターム・マザーファンドの状況

（1）貸借対照表

（単位：円）

(平成23年2月26日現在)	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	6,735,981
国債証券	639,905,660
未収利息	9
流動資産合計	646,641,650
資産合計	646,641,650
負債の部	
流動負債	
未払金	249,928,250
流動負債合計	249,928,250
負債合計	249,928,250
純資産の部	
元本等	
元本	390,912,727
剰余金	
剰余金	5,800,673
純資産合計	396,713,400
負債純資産合計	646,641,650

（2）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	(自平成22年8月27日 至平成23年2月26日)

有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、計算日に知りうる直近の日の価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
-----------------	--

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成23年2月26日現在)
1. 計算日における受益権総数	390,912,727口
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0148円 (10,148円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

(平成23年2月26日現在)	
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 時価の算定方法	国債証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(重要な後発事象に関する注記)

(自平成22年8月27日 至平成23年2月26日)
該当事項はありません。

(その他の注記)

1 開示対象ファンドの中間計算期間における本マザーファンドの元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	(平成23年2月26日現在)
同中間計算期間の期首元本額	425,409,081円
同中間計算期間中の追加設定元本額	-円
同中間計算期間中の一部解約元本額	34,496,354円
同中間計算期間末日の元本額	390,912,727円
上記元本額の内訳	
新生・U T I インドファンド	300,568,055円
新生・フラトンV P I Cファンド	70,467,999円
新生・U T I インドインフラ関連株式ファンド	19,876,673円

2 有価証券関係

(平成23年 2月26日現在)

該当事項はありません。

3 デリバティブ取引関係

(平成23年 2月26日現在)

該当事項はありません。

[次へ](#)

<参考情報> Fullerton VPIC Fund Class Aの2011年3月末日付け有価証券明細

(株式)

銘柄名	業種	国	株数	時価総額(円)	組入比率(%)
CNOOC LTD	エネルギー	中国	1,366,000	285,283,996	4.64
IND & COMM BK OF CHINA	金融	中国	4,059,465	279,429,309	4.54
OIL & GAS DEVELOPMENT CO LTD	エネルギー	パキスタン	1,963,908	258,086,010	4.19
CHINA CONSTRUCTION BANK	金融	中国	3,311,712	257,247,242	4.18
INFOSYS TECHNOLOGIES LTD	情報技術	インド	41,606	250,633,295	4.07
RELIANCE INDUSTRIES LIMITED	エネルギー	インド	126,064	245,794,149	3.99
ICICI BANK LTD	金融	インド	100,350	208,172,312	3.38
BANK OF CHINA LTD	金融	中国	4,270,891	197,050,264	3.20
CHINA MOBILE LTD	電気通信サービス	中国	251,000	191,628,700	3.11
MCB BANK LIMITED	金融	パキスタン	933,640	187,923,368	3.05
TENCENT HOLDINGS LTD	情報技術	中国	89,800	181,324,375	2.95
PAKISTAN OILFIELDS LIMITED	エネルギー	パキスタン	535,058	168,939,386	2.75
PAKISTAN PETROLEUM LTD	エネルギー	パキスタン	775,224	158,821,038	2.58
PING AN INSURANCE GROUP CO	金融	中国	163,500	137,369,429	2.23
VIET NAM DAIRY PRODUCTS JSC	生活必需品	ベトナム	345,000	125,392,593	2.04
CHINA LIFE INSURANCE CO	金融	中国	402,000	125,077,601	2.03
HDFC BANK LIMITED	金融	インド	24,668	107,546,863	1.75
ITC LTD	生活必需品	インド	298,491	101,019,394	1.64
TATA STEEL LIMITED	素材	インド	86,058	99,522,144	1.62
ENGRO CHEMICAL PAK LTD	素材	パキスタン	494,952	99,095,720	1.61
MAHINDRA & MAHINDRA LTD	一般消費財・サービス	インド	76,015	98,941,389	1.61
PETROCHINA CO LTD	エネルギー	中国	772,000	96,902,109	1.57
HUB POWER	公益事業	パキスタン	2,567,024	93,697,035	1.52
TATA CONSULTANCY SVS LTD	情報技術	インド	41,703	91,758,412	1.49
JINDAL STEEL & POWER LTD	素材	インド	62,099	80,476,271	1.31
FAUJI FERTILIZER COMPANY LTD	素材	パキスタン	586,261	78,511,126	1.28
HINDALCO INDUSTRIES LTD	素材	インド	197,786	76,880,639	1.25
CHINA SHENHUA ENERGY CO	エネルギー	中国	191,500	74,784,810	1.22
BELLE INTERNATIONAL HOLDINGS	一般消費財・サービス	中国	450,000	68,375,840	1.11
PUNJAB NATIONAL BANK	金融	インド	28,354	66,660,479	1.08
GUJARAT PIPAVAV PORT LTD	資本財・サービス	インド	547,804	65,209,055	1.06
CUMMINS INDIA LTD	資本財・サービス	インド	45,923	59,564,434	0.97
JIANGXI COPPER COMPANY LTD	素材	中国	210,000	58,066,720	0.94
CROMPTON GREAVES LTD	資本財・サービス	インド	108,616	55,058,216	0.89
ANHUI CONCH CEMENT CO LTD	素材	中国	106,000	54,948,944	0.89
TAY NINH RUBBER JSC	素材	ベトナム	250,000	54,814,815	0.89
DR. REDDY'S LABORATORIES	ヘルスケア	インド	17,860	54,404,801	0.88
VINCOM JSC	金融	ベトナム	105,000	54,340,741	0.88
KOTAK MAHINDRA BANK LTD	金融	インド	61,919	52,687,880	0.86
CHINA UNICOM HONG KONG LTD	電気通信サービス	中国	380,000	52,313,858	0.85
MASAN GROUP CORP	生活必需品	ベトナム	160,000	51,832,099	0.84
BAOVIET HOLDINGS	金融	ベトナム	170,000	50,034,568	0.81
TITAN INDUSTRIES LTD	一般消費財・サービス	インド	6,701	47,467,178	0.77
ENTERTAINMENT NETWORK INDIA	一般消費財・サービス	インド	99,402	46,674,320	0.76
DISH TV INDIA LTD	一般消費財・サービス	インド	365,040	45,522,546	0.74
HOA PHAT GROUP JSC	素材	ベトナム	317,500	43,901,235	0.71
BINH MINH PLASTICS JSC	資本財・サービス	ベトナム	255,000	43,520,000	0.71
LARSEN & TOUBRO LTD	資本財・サービス	インド	13,926	42,753,701	0.69
INDUSIND BANK LTD	金融	インド	85,482	41,877,780	0.68
HT MEDIA LTD	一般消費財・サービス	インド	150,556	41,817,451	0.68
OBEROI REALTY LTD	金融	インド	87,846	41,566,548	0.68
SAIGON THUONG TIN COMMERCIAL	金融	ベトナム	732,712	40,525,306	0.66
HAGL JSC	金融	ベトナム	221,250	39,420,741	0.64
CHANGSHA ZOOMLION HEAVY IN	資本財・サービス	中国	185,200	39,349,279	0.64
PETROVIETNAM FERT & CHEMICAL	素材	ベトナム	280,000	38,826,667	0.63
CHINA PETROLEUM & CHEMICAL	エネルギー	中国	452,000	37,566,754	0.61
FPT CORP	情報技術	ベトナム	170,000	34,251,852	0.56
JSC BANK FOR FOREIGN TRADE	金融	ベトナム	228,106	28,116,177	0.46
DHG PHARMACEUTICAL JSC	ヘルスケア	ベトナム	60,503	27,965,831	0.45

HCM CITY INFRASTRUCTURE INV	資本財・サービス	ベトナム	160,000	22,818,765	0.37
PETROVIETNAM DRILLING AND WE	エネルギー	ベトナム	110,003	21,685,530	0.35
REFRIGERATION ELECTRICAL ENG	資本財・サービス	ベトナム	320,000	16,434,568	0.27
SONGDA URBAN & INDUSTRIAL ZO	金融	ベトナム	80,000	15,802,469	0.26
SAIGON SECURITIES INC	金融	ベトナム	170,000	15,111,111	0.25
GEMADEPT CORP	資本財・サービス	ベトナム	130,003	14,894,171	0.24
KINHDO CORP	生活必需品	ベトナム	70,000	11,863,704	0.19
LAM SON SUGAR JSC	生活必需品	ベトナム	80,000	10,492,840	0.17
VIETNAM EXPORT-IMPORT COMMER	金融	ベトナム	180,000	10,382,222	0.17
NBB INVESTMENT CORP	金融	ベトナム	20,000	5,925,926	0.10
NATIONAL BANK OF PAKISTAN	金融	パキスタン	105,086	5,818,260	0.09
DEVELOPMENT INVEST CONSTRUCT	資本財・サービス	ベトナム	50,008	5,294,674	0.09
SPM CORP	ヘルスケア	ベトナム	20,000	4,187,654	0.07
PHA LAI THERMAL POWER JSC	公益事業	ベトナム	100,000	3,950,617	0.06
BIBICA CORP	生活必需品	ベトナム	60,950	3,780,405	0.06
PETROLEUM TECHNICAL SERVICES	資本財・サービス	ベトナム	40,000	3,334,321	0.05

(転換社債)

発行体名	利率 (%)	償還日	国	業種	評価額 (円)	投資比率 (%)
DR. REDDY'S LABORATORIES	9.25	2014年3月24日	インド	ヘルスケア	832,593	0.01

(注) 有価証券明細の組入比率はケイマン籍の円建て外国投資信託Fullerton VPIC Fund Class A Unitsの

純資産総額をもとに算出した比率です。業種はMSCI/S&P GICS の業種区分にもとづいています。MSCI/S&P GICSとは、スタンダード&プアーズとMSCI inc.が共同で作成した世界産業分類基準 (Global Industry Classification Standard = GICS)のことです。

第三部 委託会社等の情報

第1 委託会社等の概況

1 委託会社等の概況

(1) 資本金の額

<訂正前>

平成22年9月末現在

(後略)

<訂正後>

平成23年3月末現在

(後略)

2 事業の内容及び営業の概況

<訂正前>

(前略)

平成22年9月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託の本数は合計34本（追加型投資信託17本、単位型投資信託17本）であり、純資産の総額は168,069百万円(百万円未満切捨)です。

<訂正後>

(前略)

平成23年3月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託の本数は合計28本（追加型投資信託17本、単位型投資信託11本）であり、純資産の総額は151,638百万円(百万円未満切捨)で

す。

[次へ](#)

3 委託会社等の経理状況

以下のとおり更新されます。

(1) 財務諸表の作成方法について

委託会社である新生インベストメント・マネジメント株式会社（以下「当社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づき作成されております。

なお、第8期事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）は、改正前の財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成されており、第9期事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）は、改正後の財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成されております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）」（以下「中間財務諸表等規則」という）第38条および第57条の規定により、中間財務諸表等規則および「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年8月6日内閣府令第52条）」に基づき作成されております。

財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）及び第9期事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）の財務諸表については、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、第10期事業年度に係る中間会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

[次へ](#)

財務諸表

(1) 貸借対照表

期別		第8期 (平成21年3月31日現在)			第9期 (平成22年3月31日現在)		
科目	注記 番号	金額 (千円)		構成比 (%)	金額 (千円)		構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
預金	2	621,602			750,015		
前払費用		7,536			5,719		
未収還付法人税等		13,982			-		
未収委託者報酬		126,871			209,939		
未収運用受託報酬		26,047			16,877		
未収収益		11,333			12,450		
繰延税金資産		-			6,741		
差入保証金	2	-			29,082		
流動資産計		807,375		92.8	1,030,827		98.5
固定資産							
有形固定資産							
建物	1	2,648			3,950		
器具備品	1	5,925			3,591		
無形固定資産							
ソフトウェア		9,904			7,470		
商標権		267			193		
投資その他の資産		43,853		5.0	605		0.1
差入保証金	2	40,649			-		
繰延税金資産		3,204			605		
固定資産計		62,599		7.2	15,811		1.5
資産合計		869,974		100.0	1,046,639		100.0

期別		第8期 (平成21年3月31日現在)			第9期 (平成22年3月31日現在)		
科目	注記 番号	金額 (千円)		構成比 (%)	金額 (千円)		構成比 (%)
(負債の部)							
流動負債							
未払金		132,792			206,200		
未払手数料	2	72,118			124,082		
その他未払金	2	60,674			82,118		
未払費用		16,600			17,836		
未払法人税等		1,292			19,542		
未払消費税等		6,339			3,498		
固定資産処分損失引当金		-			5,305		
繰延税金負債		2,673			-		
その他		12			23		
流動負債計		159,710		18.4	252,407		24.1

固定負債							
固定資産処分損失引当金			4,676			-	
固定負債計			4,676	0.5		-	-
負債合計			164,386	18.9		252,407	24.1
(純資産の部)							
株主資本							
資本金			495,000			495,000	
利益剰余金							
その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		210,587			299,231		
利益剰余金合計			210,587			299,231	
株主資本合計			705,587	81.1		794,231	75.9
純資産合計			705,587	81.1		794,231	75.9
負債・純資産合計			869,974	100.0		1,046,639	100.0

(2) 損益計算書

		第8期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)		第9期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	
	注記 番号	金額 (千円)	百分比 (%)	金額 (千円)	百分比 (%)
営業収益					
委託者報酬		2,029,950		1,737,419	
運用受託報酬		174,144		125,022	
その他営業収益		64,502		40,426	
営業収益計		2,268,597	100.0	1,902,869	100.0
営業費用					
支払手数料	1	1,236,997		1,076,307	
広告宣伝費		77,319		52,884	
公告費		866		600	
調査費					
函書費		591		590	
調査費		116,473		106,657	
委託計算費		33,621		29,530	
営業雑経費					
通信費		2,915		1,941	
印刷費		13,237		14,118	
協会費		2,484		2,995	
その他営業雑経費		1,771		1,850	
営業費用計		1,486,280	65.5	1,287,474	67.7
一般管理費					
給料					
役員報酬		31,748		28,275	
給料・手当		334,996		221,833	
賞与		78,510		41,410	
退職給付費用		38,309		36,846	

交際費		2,373			1,008		
旅費交通費		20,063			11,586		
租税公課		9,292			4,823		
不動産賃借料		48,191			36,248		
固定資産減価償却費		5,459			5,349		
諸経費		127,187			77,736		
一般管理費計			696,131	30.7		465,118	24.4
営業利益			86,185	3.8		150,276	7.9
営業外収益							
受取利息	1	499			112		
雑収入		448			751		
営業外収益計			947	0.0		864	0.0
営業外費用							
雑損失		0			230		
営業外費用計			0	0.0		230	0.0
経常利益			87,133	3.8		150,910	7.9
特別損失							
損害賠償金	2	612			-		
固定資産処分損失引当金繰入額	3	-			629		
特別損失計			612	0.0		629	0.0
税引前当期純利益			86,520	3.8		150,281	7.9
法人税、住民税及び事業税	1	22,293			68,454		
法人税等調整額		13,962	36,255	1.6	6,816	61,637	3.2
当期純利益			50,264	2.2		88,643	4.7

(3) 株主資本等変動計算書

第8期(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

(単位：千円)

株主資本		
資本金	前期末残高	495,000
	当期末残高	495,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	前期末残高	160,322
	当期変動額	当期純利益 50,264
	当期末残高	210,587
利益剰余金合計	前期末残高	160,322
	当期変動額	50,264
	当期末残高	210,587
株主資本合計	前期末残高	655,322
	当期変動額	50,264
	当期末残高	705,587
純資産合計	前期末残高	655,322
	当期変動額	50,264
	当期末残高	705,587

第9期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

(単位：千円)

株主資本		
資本金	前期末残高	495,000
	当期末残高	495,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	前期末残高	210,587
	当期変動額	当期純利益 88,643
	当期末残高	299,231
利益剰余金合計	前期末残高	210,587
	当期変動額	88,643
	当期末残高	299,231
株主資本合計	前期末残高	705,587
	当期変動額	88,643
	当期末残高	794,231
純資産合計	前期末残高	705,587
	当期変動額	88,643
	当期末残高	794,231

〔重要な会計方針〕

項目	第8期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	第9期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
1. 固定資産の減価償却の方法	<p>有形固定資産 定率法によっております。なお、 主な耐用年数は以下のとおりで あります。</p> <p>建物 15年 器具備品 3～15年</p> <p>無形固定資産 定額法によっております。な お、自社利用のソフトウェアにつ いては、社内における利用可能期 間（5年）に基づいております。</p>	<p>有形固定資産 同左</p> <p>無形固定資産 同左</p>
2. 引当金の計上基準	<p>固定資産処分損失引当金 将来の事務所移転に伴う有形 固定資産の除却損及び原状回復 費用等について、契約書等に基づ き合理的に算出した損失見込み 額を計上したものであります。</p>	<p>固定資産処分損失引当金 同左</p>

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>連結納税制度の適用 親会社である株式会社新生銀行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。</p>	<p>消費税等の会計処理 同左</p> <p>連結納税制度の適用 同左</p>
----------------------------	---	---

〔注記事項〕

(貸借対照表関係)

第8期 (平成21年3月31日現在)	第9期 (平成22年3月31日現在)																								
<p>1. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <table data-bbox="231 741 678 819"> <tr> <td>建物</td> <td>1,941千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>13,173千円</td> </tr> </table> <p>2. 関係会社に対する資産及び負債</p> <table data-bbox="231 909 678 1077"> <tr> <td>預金</td> <td>439,473千円</td> </tr> <tr> <td>差入保証金</td> <td>40,649千円</td> </tr> <tr> <td>未払手数料</td> <td>34,220千円</td> </tr> <tr> <td>その他未払金</td> <td>15,153千円</td> </tr> </table> <p>当該金額は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支出すべき金額であります。</p>	建物	1,941千円	器具備品	13,173千円	預金	439,473千円	差入保証金	40,649千円	未払手数料	34,220千円	その他未払金	15,153千円	<p>1. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <table data-bbox="901 741 1348 819"> <tr> <td>建物</td> <td>2,645千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>14,223千円</td> </tr> </table> <p>2. 関係会社に対する資産及び負債</p> <table data-bbox="901 909 1348 1077"> <tr> <td>預金</td> <td>393,907千円</td> </tr> <tr> <td>差入保証金</td> <td>29,082千円</td> </tr> <tr> <td>未払手数料</td> <td>66,518千円</td> </tr> <tr> <td>その他未払金</td> <td>46,861千円</td> </tr> </table> <p>当該金額は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支出すべき金額であります。</p>	建物	2,645千円	器具備品	14,223千円	預金	393,907千円	差入保証金	29,082千円	未払手数料	66,518千円	その他未払金	46,861千円
建物	1,941千円																								
器具備品	13,173千円																								
預金	439,473千円																								
差入保証金	40,649千円																								
未払手数料	34,220千円																								
その他未払金	15,153千円																								
建物	2,645千円																								
器具備品	14,223千円																								
預金	393,907千円																								
差入保証金	29,082千円																								
未払手数料	66,518千円																								
その他未払金	46,861千円																								

(損益計算書関係)

第8期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第9期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)												
<p>1. 関係会社との取引</p> <table data-bbox="183 1507 774 1637"> <tr> <td>支払手数料</td> <td>439,139千円</td> </tr> <tr> <td>受取利息</td> <td>499千円</td> </tr> <tr> <td>法人税、住民税及び事業税</td> <td>15,153千円</td> </tr> </table> <p>当該金額は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払う金額であります。</p> <p>2. 損害賠償金612千円は、主に投資顧問業に係るものであります。</p>	支払手数料	439,139千円	受取利息	499千円	法人税、住民税及び事業税	15,153千円	<p>1. 関係会社との取引</p> <table data-bbox="853 1507 1436 1637"> <tr> <td>支払手数料</td> <td>452,491千円</td> </tr> <tr> <td>受取利息</td> <td>112千円</td> </tr> <tr> <td>法人税、住民税及び事業税</td> <td>46,861千円</td> </tr> </table> <p>当該金額は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払う金額であります。</p>	支払手数料	452,491千円	受取利息	112千円	法人税、住民税及び事業税	46,861千円
支払手数料	439,139千円												
受取利息	499千円												
法人税、住民税及び事業税	15,153千円												
支払手数料	452,491千円												
受取利息	112千円												
法人税、住民税及び事業税	46,861千円												

	<p>3. 固定資産処分損失引当金繰入額629千円は、当期取得をした有形固定資産について、将来の事務所移転に伴う除却損を合理的に算出した損失見込額と賃貸面積縮小に伴い、将来の事務所移転に係る原状回復費用等について算出した引当戻入額とを相殺した金額であります。</p>
--	---

(株主資本等変動計算書関係)

第8期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)					第9期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)				
1. 発行済株式に関する事項					1. 発行済株式に関する事項				
株式の種類	前事業 年度末	増加	減少	当事業 年度末	株式の種類	前事業 年度末	増加	減少	当事業 年度末
普通株式(株)	9,900			9,900	普通株式(株)	9,900			9,900

(リース取引関係)

第8期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	第9期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
該当事項はありません。	同左

(金融商品関係)

第9期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

1. 金融商品の状況に対する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託委託業務及び投資顧問業務などの金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うため、親会社である株式会社新生銀行からの出資により資金調達をしております。また、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当社が保有する金融資産は、主として国内金融機関に対する預金であり、預入先である金融機関の信用リスクに晒されております。

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、計算の対象となるそれぞれのファンドに組み入れられている有価証券等の信用リスク、運用リスク及び市場リスクに晒されており、差入保証金は、預入先である賃貸人の信用リスクに晒されております。

また、金融負債である未払手数料及びその他未払金は、1年以内の支払期日が到来するものであり流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク

当社は、保有する金融資産の預入先である金融機関について、外部格付機関による格付を定期的に確認することで管理しており、また差入保証金の預入先である賃貸先についても、外部格付機関による格付を定期的に確認することで管理しております。

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬については、ファンドの運用に関係する会社の格付け、または財務状況等の信用リスクを定期的にモニタリングしております。

運用リスク

当社はリスク管理規定に従い、ファンドが組入れる資産配分及び信託約款等の遵守状況をモニタリングし、その結果をリスク管理委員会に報告しております。リスク管理委員会がその報告を受けて、ファンドの運用及び管理状況に改善の必要が認められた場合には、運用部に対しその改善の指示を行います。

市場リスク

当社はリスク管理規定に従い、市場リスク（金利リスク、価額変動リスク及び為替リスク）の管理を行っております。ファンドが参照するベンチマークのボラティリティ等を参考にして、市場リスクのモニタリングを行っており、その結果をリスク管理委員会に報告しております。ファンドの運用及び管理状況に改善の必要が認められた場合には、運用部に対し改善の指示を行います。

流動性リスク

当社は金融負債における未払手数料については、資金繰表によりキャッシュフローを管理しております。また、その他未払金についても、毎月将来発生する支払金額を集計して資金繰りを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	750,015	750,015	-
未収委託者報酬	209,939	209,939	-
未収運用受託報酬	16,877	16,877	-
差入保証金	29,082	27,106	1,975
資産計	1,005,915	1,003,939	1,975
未払手数料	124,082	124,082	-
その他未払金	82,118	82,118	-
負債計	206,200	206,200	-

(2) 時価の算定方法

資産

預金

保有している満期のない預金について、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

未収委託者報酬

未収委託者報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

未収運用受託報酬

未収運用受託報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

差入保証金

差入保証金については、短期間で決済されるため、帳簿価額から原状回復費用の見積額を控除した金額によっております。

負債

未払手数料

未払手数料については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

その他未払金

その他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。また、当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合には、当該価額が異なる場合もあります。

(4) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内
預金	750,015
未収委託者報酬	209,939
未収運用受託報酬	16,877
差入保証金	29,082
合計	1,005,915

(有価証券関係)

第8期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	第9期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
該当事項はありません。	同左

(デリバティブ取引関係)

第8期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	第9期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。	同左

(関連当事者情報)

第8期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

(追加情報)

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準第 11号 平成18年10月17日)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 13号 平成18年10月17日)を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

1. 関連当事者との取引

当社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	株式会社 新生銀行	東京都 千代田区	476,296	銀行業	(被所有) 直接所有 100%	営業取引 役員の兼任	支払手数料	439,139	未払 手数料	34,220
							連結法人税額のうち連結納税親会社への支出	15,153	その他 未払金	15,153
							敷金の差入	40,649	差入 保証金	40,649

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
一般的取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

株式会社新生銀行（東京証券取引所に上場）

第9期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

1. 関連当事者との取引

当社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	株式会社 新生銀行	東京都 千代田区	476,296	銀行業	(被所有) 直接所有 100%	営業取引 役員の兼任	支払手数料	452,491	未払 手数料	66,518
							連結法人税額のうち連結納税親会社への支出	46,861	その他 未払金	46,861
							敷金の返還	11,566	差入 保証金	29,082

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
一般的取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

株式会社新生銀行（東京証券取引所に上場）

(税効果会計関係)

第8期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第9期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <p>流動資産</p> <p>未払事業税 467千円</p> <p>繰延税金負債(流動)との相殺 <u>467千円</u></p> <p>小計 千円</p> <p>固定資産</p> <p>固定資産処分損失引当金 1,902千円</p> <p>その他 <u>1,301千円</u></p> <p>小計 <u>3,204千円</u></p> <p>繰延税金資産合計 3,204千円</p> <p>繰延税金負債</p> <p>流動負債</p> <p>未収還付事業税 3,140千円</p> <p>繰延税金資産(流動)との相殺 <u>467千円</u></p> <p>小計 <u>2,673千円</u></p> <p>繰延税金負債合計 <u>2,673千円</u></p> <p>差引: 繰延税金資産の純額 530千円</p> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税 等の負担率との差異の原因となった主な項 目別の内訳</p> <p>法定実効税率と税効果会計適用後の法人 税等の負担率との間の差異が法定実効税率 の百分の五以下であるため、注記を省略して おります。</p>	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <p>流動資産</p> <p>未払事業税 4,582千円</p> <p>固定資産処分損失引当金 1,583千円</p> <p>その他特別損失 <u>575千円</u></p> <p>小計 6,741千円</p> <p>固定資産</p> <p>その他 <u>605千円</u></p> <p>小計 <u>605千円</u></p> <p>繰延税金資産合計 7,347千円</p> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税 等の負担率との差異の原因となった主な項 目別の内訳</p> <p>法定実効税率と税効果会計適用後の法人 税等の負担率との間の差異が法定実効税率 の百分の五以下であるため、注記を省略して おります。</p>
--	---

(退職給付関係)

第8期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	第9期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
親会社との出向者の取扱いに関する協定書に基づいて親会社に支払った金額を退職給付費用として計上しております。	親会社との出向者の取扱いに関する協定書に基づいて親会社に支払った金額を退職給付費用として計上しております。

(1株当たり情報)

第8期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	第9期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
1株当たり純資産額 71,271円47銭	1株当たり純資産額 80,225円38銭
1株当たり当期純利益 5,077円26銭	1株当たり当期純利益 8,953円90銭

<p>(注)</p> <p>1. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。</p> <p>2. 当期純利益は全て普通株式に帰属するものであります。また、期中平均株式数は議決権総数と同一であります。</p>	<p>(注)</p> <p>1. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。</p> <p>2. 当期純利益は全て普通株式に帰属するものであります。また、期中平均株式数は議決権総数と同一であります。</p>
---	---

(重要な後発事象)

第8期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	第9期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
該当事項はありません。	同左

[次へ](#)

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

期別		当中間会計期間末 (平成22年9月30日現在)		
科目	注記 番号	金額(千円)		構成比 (%)
(資産の部)				
流動資産				
預金			764,478	
前払費用			6,742	
未収委託者報酬			194,461	
未収運用受託報酬			21,321	
未収収益			6,583	
差入保証金			27,106	
繰延税金資産			5,421	
流動資産計			1,026,115	98.7
固定資産				
有形固定資産				
建物	1	3,640		
器具備品	1	2,991		
無形固定資産				
ソフトウェア		6,421		
商標権		155		
投資その他の資産			530	0.1
繰延税金資産		530		
固定資産計			13,739	1.3
資産合計			1,039,854	100.0

期別		当中間会計期間末 (平成22年9月30日現在)		
科目	注記 番号	金額(千円)		構成比 (%)
(負債の部)				
流動負債				
未払金				
未払手数料		113,958		
その他未払金		52,234		
未払費用			11,751	
未払法人税等			10,849	
未払消費税等			6,299	
預り金			885	
固定資産処分損失引当金			4,852	
流動負債計			200,831	19.3
負債合計			200,831	19.3

（純資産の部）				
株主資本				
資本金			495,000	47.6
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		344,023		
利益剰余金合計			344,023	33.1
株主資本合計			839,023	80.7
純資産合計			839,023	80.7
負債・純資産合計			1,039,854	100.0

(2) 中間損益計算書

期別		当中間会計期間 (自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日)		
科目	注記 番号	金額(千円)		百分比 (%)
営業収益				
委託者報酬		825,677		
運用受託報酬		61,410		
その他営業収益		12,011		
営業収益計			899,099	100.0
営業費用				
支払手数料		510,315		
広告宣伝費		17,301		
公告費		600		
調査費				
図書費		290		
調査費		54,572		
委託計算費		13,393		
営業雑経費				
通信費		833		
印刷費		6,913		
協会費		1,639		
その他営業雑経費		1,352		
営業費用計			607,212	67.5
一般管理費				
給料				
役員報酬		12,732		
給料・手当		106,564		
賞与		17,795		
退職給付費用		18,500		
交際費		365		
旅費交通費		6,579		
租税公課		2,674		
不動産賃借料		17,239		

固定資産減価償却費	1	1,997		
諸経費		30,313		
一般管理費計			214,762	23.9
営業利益			77,124	8.6
営業外収益				
受取利息		74		
雑収入		225		
営業外収益計			299	0.0
営業外費用				
雑損失		0		
営業外費用計			0	0.0
経常利益			77,423	8.6
特別損失				
固定資産処分損失引当金繰入額		1,522		
特別損失計			1,522	0.1
税引前中間純利益			75,901	8.5
法人税、住民税及び事業税		29,714		
法人税等調整額		1,394	31,108	3.5
中間純利益			44,792	5.0

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

(単位：千円)

株主資本		
資本金	前期末残高	495,000
	当中間会計期間末残高	495,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	前期末残高	299,231
	当中間会計期間中の変動額 中間純利益	44,792
	当中間会計期間末残高	344,023
利益剰余金合計	前期末残高	299,231
	当中間会計期間中の変動額	44,792
	当中間会計期間末残高	344,023
株主資本合計	前期末残高	794,231
	当中間会計期間中の変動額	44,792
	当中間会計期間末残高	839,023
純資産合計	前期末残高	794,231
	当中間会計期間中の変動額	44,792
	当中間会計期間末残高	839,023

〔中間財務諸表作成の基本となる重要な事項〕

項目	当中間会計期間 (自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日)
1. 固定資産の減価償却の方法	有形固定資産 定率法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 15年 器具備品 3～15年 無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。
2. 引当金の計上基準	固定資産処分損失引当金 将来の事務所移転に伴う有形固定資産の移設費用等について、見積書等に基づき合理的に算出した損失見込み額を計上したものであります。
3. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。 連結納税制度の適用 親会社である株式会社新生銀行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

〔会計方針の変更〕

項目	当中間会計期間 (自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日)
資産除去債務に関する会計基準	当中間会計期間から、「資産除去債務に関する会計基準(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 なお、当社は資産除去債務に対応する除去費用を過年度において固定資産処分損失引当金として計上していたため、これによる損益に与える影響はありません。また、当該引当金1,976千円は、「差入保証金」と相殺しております。

〔注記事項〕

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (平成22年9月30日現在)	
1. 有形固定資産の減価償却累計額	
建物	2,955 千円
器具備品	14,823 千円

（中間損益計算書関係）

当中間会計期間 （自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日）	
1. 減価償却実施額	
有形固定資産	910 千円
無形固定資産	1,086 千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間 （自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日）				
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項				
株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	9,900			9,900
2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません。				
3. 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。				
4. 配当に関する事項 該当事項はありません。				

（リース取引関係）

当中間会計期間 （自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日）
該当事項はありません。

（金融商品関係）

当中間会計期間末（平成22年9月30日現在）

金融商品の時価等に関する事項

（1）貸借対照表計上額、時価及びその差額

平成22年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	764,478	764,478	-
未収委託者報酬	194,461	194,461	-
未収運用受託報酬	21,321	21,321	-

差入保証金	27,106	27,106	-
資産計	1,007,367	1,007,367	-
未払手数料	113,958	113,958	-
その他未払金	52,234	52,234	-
負債計	166,193	166,193	-

(2) 時価の算定方法

資 産

預金

保有している満期のない預金について、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

未収委託者報酬

未収委託者報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

未収運用受託報酬

未収運用受託報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

差入保証金

差入保証金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

未払手数料

未払手数料については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

その他未払金

その他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。また、当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合には、当該価額が異なる場合もあります。

(有価証券関係)

当中間会計期間末 (平成22年9月30日現在)
該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間末 (平成22年9月30日現在)
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(セグメント情報)

当中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

（追加情報）

当中間会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

（1）サービスごとの情報

資産運用業区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の100%であるため、記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

	エマーシング・カレンシー・債券 ファンド（毎月分配型）	新生・UTIイント・ファンド
営業収益	492,199	176,764

（注）

当社は、投資信託委託会社として、約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ております。そのため、投資信託からの営業収益については当該投資信託を顧客として開示しております。

（1株当たり情報）

当中間会計期間 （自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日）		
1株当たり純資産額	84,749 円	86銭
1株当たり中間純利益	4,524 円	48銭
（注）		
1. なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。		
2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。		
中間純利益		44,792千円
普通株主に帰属しない金額		
普通株式に係る中間純利益		44,792千円
期中平均株式数		9,900株

（重要な後発事象）

当中間会計期間

(自 平成22年4月 1日
至 平成22年9月30日)

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成23年4月4日

新生インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	青木裕晃	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田信之	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている新生・フラトンVPICFファンドの平成22年8月27日から平成23年2月26日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、新生・フラトンVPICFファンドの平成23年2月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成22年8月27日から平成23年2月26日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

新生インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月11日

新生インベストメント・マネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	青木 裕 晃	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田 信 之	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新生インベストメント・マネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新生インベストメント・マネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、当社（新生インベストメント・マネジメント株式会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成22年12月16日

新生インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	青木裕晃	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田信之	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新生インベストメント・マネジメント株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第10期事業年度の中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、新生インベストメント・マネジメント株式会社の平成22年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、当社（新生インベストメント・マネジメント株式会社）が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成22年3月30日

新生インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	青木 裕 晃	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田 信 之	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている新生・フラトンVPICFファンドの平成21年8月27日から平成22年2月26日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、新生・フラトンVPICFファンドの平成22年2月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成21年8月27日から平成22年2月26日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

新生インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月12日

新生インベストメント・マネジメント株式会社
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	青 木 裕 晃	印
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	山 田 信 之	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新生インベストメント・マネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新生インベストメント・マネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、当社（新生インベストメント・マネジメント株式会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。